

「すべての三原市民の人権が 尊重されるまちづくり条例」

2023年10月1日に施行されます！

三原市は、すべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちの実現をめざします。

市の責務

- ・基本理念に則り、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・そのために国、地方公共団体、市民、事業者及び関係機関と連携を図ります。

市民の責務

- ・お互いの人権を尊重しましょう。
- ・自らも人権意識の高揚に努めましょう。
- ・市が実施する人権施策に協力しましょう。

事業者の責務

- ・全ての人の人権を尊重しましょう。
- ・事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図りましょう。
- ・市が実施する人権施策に協力しましょう。



条例について